

横個運第 109 号
令和 4 年（2022 年） 8 月 10 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市個人情報保護運営審議会
委員長 今 村 哲 也

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（答申）

横須賀市個人情報保護条例第 25 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 4 年 7 月 12 日付け横総総第 52 号により諮問のありました横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての審議がまとまりましたので、別紙のとおり答申します。

答 申 書

令和4年（2022年）8月10日

横須賀市個人情報保護運営審議会

目次

答申に当たって.....	1
個人情報の保護に関する法律施行条例（以下単に「条例」という。）に定める べき事項について.....	2

答申に当たって

横須賀市では、個人情報の保護が住民の福祉にとって重要であることを鑑み、平成5年10月1日に横須賀市個人情報保護条例を施行し、以後約30年にわたり、本市の個人情報の取扱いの根幹をなし、実績を重ねてきました。

一方、デジタル化の進展もあり、個人情報の保護及び尊重に留意しつつ、社会インフラとしての住民データを利活用することは、社会基盤を持続的かつ発展可能なものとして維持するためにも社会に求められるところです。

このような社会的要請もあり、国は、個人情報の保護とデータ流通の両立並びに国際的制度調和を図ることを目的として「個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）」の改正を行いました。

法改正においては、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違により保護や活用の水準が不均衡となることを是正することで、前述の目的に資することとされました。そのため、各地方公共団体は、法に許容される範囲で条例を作り直すことが求められました。

このような個人情報保護制度の大きな改正に対応し、個人情報の適正な取扱いの継続と、情報の活用に対応することを目的として、市長から「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例」の諮問を受けました。

本審議会では、当該条例案において横須賀市が規定すべき事項について鋭意検討を進め、このたび、本審議会としての答申を取りまとめるに至りました。

今後は、現行条例の理念や実績、この答申の趣旨を踏まえて、法の改正等を注視し対応しつつ、条例改正等の必要な措置を講じ、保護・活用のいずれの面においても、より一層の適正な個人情報の取扱いを図られることを切に要望いたします。

令和4年（2022年）8月10日

横須賀市個人情報保護運営審議会
委員長 今村 哲也

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下単に「条例」という。） に定めるべき事項について

1 条例の趣旨及び用語の定義について

（趣旨）

この条例の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものと規定することが適当である。

【説明】

令和5年4月1日以降における個人情報の取扱いは、法に基づいて行うこととなる。そのため、この条例は、その施行に関し必要となる事項を定めるものであるとの趣旨を示すことが必要である。

（定義）

この条例における用語の定義は、法において使用する用語の例によることを規定することが適当である。

【説明】

この条例は法の施行に関し必要な事項を定めるものであるから、条例において使用する用語の意義は、法の例によるものと規定することが適当である。

2 個人情報取扱事務の登録について

（個人情報取扱事務の登録）

個人情報を取り扱う事務について、法定の個人情報ファイル簿とは別に、必要事項を記載した帳簿を備え付けることを規定し、事務の登録を行う制度を維持することが望ましい。

【説明】

法第75条において、行政機関の長等は、当該行政機関の長等の所属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、法で定める事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないものとされている。ただし、これは、ファイル中の個人情報の本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルには適用されない。また、個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル単位で作成されるため、事務単位での個人情報取扱いの実態を把握することが困難な場合がある。

個人情報を取り扱うに当たっては、その目的を明らかにすることが必要となるが、本人の数に関わらず、また、事務単位で目的を把握することが重要である。

これを担保するために、本市においては、事務単位で個人情報取扱事務登録簿を作成し、これにより個人情報ファイルを本人の数にかかわらず管理し、公表することが必要である。

なお、個人情報取扱事務登録簿には、具体的に以下のような事項を記載することが望ましい。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称（法第 75 条に規定する個人情報ファイル簿を作成する事務にあつては、当該個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの名称）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

その他、個人情報取扱事務登録簿に係る以下の事項を規定すべきである。

- ・個人情報取扱事務の登録を要しない個人情報の類型
- ・個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供すること

3 開示請求等に係る決定の期限について

（開示決定等の期限）、（訂正決定等の期限）、（利用停止決定等の期限）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の期限は、現行の個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）における日数水準を維持すべきであるが、初日が不算入となることも踏まえ、請求があった日から 14 日以内にしなければならないと規定することが適当である。

【説明】

市の機関が開示決定等を行うべき処理期間を定めるものであるが、法定の期限は 30 日とされているところ、現行条例における規定が 15 日であることから、法定期限とすることは請求者にとって不利益となり得るため、初日を不算入の上、14 日以内を期限と規定することが適当である。

なお、諮問案では初日不算入の上 15 日以内とされていたが、案のとおりでは現行条例に規定の日数に 1 日加算されることとなり、請求者にとって不利益となることから、決定までの期日が現行条例と変わらない 14 日以内とすべきである。

（開示決定等の期限の延長）、（訂正決定等の期限の延長）、（利用停止決定等の期限の延長）

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、決定等の期限を 30 日以内に限り延長することができることと規定することが適当である。

【説明】

決定期間内に開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等ができない正当な理由があるときには、その期間を延長することができることとし、14 日の決定期限を 30 日以内に限り延長することができることと規定することが適当である。（総日数では、請求を受けた日の翌日を起算日として、44 日以内となる。）

(開示決定等の期限の特例)、(訂正決定等の期限の特例)、(利用停止決定等の期限の特例)

請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、上記延長期間内（44日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、期限の特例を認めることを規定することが適当である。

【説明】

請求に係る保有個人情報著しく大量であり、当初の決定期限及び延長分を合わせた44日間の延長期間内にその全てについて決定を行うことにより、通常の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、特例的に開示決定等の期限及びその手続について調整を図ることができることを定めることが適当である。このことは、法定と異なる日数を用いるため条例に規定する必要がある。

4 開示請求に係る手数料について

(開示請求に係る手数料)

開示請求にかかる手数料は、無料と規定することが適当である。

【説明】

開示請求時における請求手数料は現行条例においても徴収していないことから、無料とすべきである。

(実費の負担)

開示請求における写し等の交付に係る作成及び送付に要する費用は、請求者の負担と規定することが適当である。

【説明】

文書、図画等の写しの作成に要する費用及び郵送による開示の実施の場合における送料は、現行条例同様に開示請求者の負担とすることを規定することが適当である。

5 横須賀市情報公開・個人情報保護審査会について

(横須賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求の審査に係る諮問は、横須賀市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第19条第1項に規定する横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものと規定することが適当である。

【説明】

昨今の審査状況や組織体制の効率化を鑑み、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等や開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する行政不服審査法に

基づく審査請求があった場合における諮問先は、横須賀市情報公開・個人情報保護審査会とすることが適当である。

また、当該審査会の設置は情報公開条例に規定することとし、施行条例制定に伴い、現行の情報公開条例における情報公開審査会の名称を変更し、現行条例における個人情報保護審査会の役割を併せ持つこととすることが適当である。

(調査権限等)

審査会が行う調査に係る権限及び意見の陳述、提出資料の閲覧、答申の内容の公表等の手続については、横須賀市情報公開条例の規定によるものと規定することが適当である。

【説明】

情報公開条例に設置根拠を規定することから、調査権限や手続については情報公開条例の各規定によるものとし、個人情報保護に係る審査に対応するため、情報公開条例の所要の事項を整備することが適当である。

6 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について

(行政機関等匿名加工情報の利用にかかる手数料)

行政機関等匿名加工情報の利用に関し、同情報の利用に関する契約を締結する者が納める手数料を規定することが適当である。なお、その額は、国との人件費等の比較、他自治体との均衡を踏まえ、国の定める標準額とすることとして差し支えない。

【説明】

行政機関等匿名加工情報は、1,000人以上の本人数の個人情報ファイルに関し、地方公共団体が、その活用について提案を募集し、これに事業を行う者が応募し提案を行い、審査を経た上で二者が契約を行い、地方公共団体が匿名加工した情報を提供するものである。

地方公共団体が行政機関等匿名加工情報の利用にかかる提案募集を行う場合に、同情報の利用に関する契約を締結する者のある場合、その者が納める手数料を条例に規定することが法第119条第3項及び第4項に定められた。

現時点で本市が直ちに提案募集を行う予定はないとのことであるが、本市における提案募集開始を行うことを決定した場合に迅速な対応を可能とするために、当該手数料を規定することが適当である。

なお、一連の手続きや情報の取扱いについて、法に定めのない細目は、規則、要綱等により具体的に定めることとされたい。

法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額

21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに 3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

法第 119 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法 115 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 119 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円

7 個人情報保護運営審議会について

(個人情報保護運営審議会)

市に、横須賀市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置くこととし、その担任事項を規定することが適当である。

【説明】

個人情報の取扱い等について、市の機関の諮問に応じて審議するため、「横須賀市個人情報保護運営審議会」を設置することを規定することが適当である。また、審議会の担任事項（法第 129 条に規定される「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」の具体的な事項）は、次のとおり規定されたい。

- (1) 次に掲げる事項について諮問に応じ調査審議すること。
 - ア この条例を改正し、又は廃止しようとするとき（改正にあつては、軽易なものを除く。）
 - イ 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講じる措置の基準を定めようとするとき
 - ウ 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき
 - エ 法又はこの条例の施行に係る重要事項に関すること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項の規定による市の機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。
- (3) この条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

なお、法においては、典型的に個別の案件について審議会への諮問を行い、答申を得ることを個人情報の取扱いの前提とすることはできないとされた。しかしながら、安全管理措置に係る規定の整備や、制度の運用状況に関する報告に対し意見を述べるなど、審議会が専門的知見に基づく意見を述べることは、重要な意義をもつことと考えられる。

その他、審議会について以下の事項を規定することが適当である。

- ・ 審議会の定員が 6 人以内との規定
- ・ 規則への委任事項に関する規定
- ・ 審議会委員の守秘義務についての規定（罰則は設けない）

8 その他の規定について

(運用状況の公表)

市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものと規定すべきである。

【説明】

個人情報保護制度の運用状況を公表することで、その実態を市民に対して明らかにすることを市長の責務として規定すべきである。

毎年度の初めに広報よこすかにより運用状況が公表され、ホームページ上においても運用状況が常時公表されている。これを引き続き行われたい。

公表事項は、①個人情報取扱事務登録の件数、②開示等制度の利用状況（請求者数・請求件数）、③請求に対する決定への審査請求の処理状況（審査請求件数・諮問件数・審査件数・答申件数）、④個人情報保護運営審議会への諮問状況（諮問件数・内訳）などである。

また、本市が行政機関等行政機関等匿名加工情報情報の提案募集を行うこととした際には、その提案件数、契約に至った件数等についても公表すべきである。なお、これらの事項については、審議会へ報告することとされたい。

(その他の事項)

この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定めることと規定することが適当である。

【説明】

市の下位規範への委任について、規定を置くべきである。

以上をもって、「横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の諮問に対する答申とする。

横須賀市個人情報保護運営審議会

委員長 今村 哲也

委員 大澤 正俊

伊東 秀文

菊池 匡文

篠原 恭久

石垣 薫